

# 調剤内規

H.20. 5. 8改訂

大阪南医療センター 薬剤科

## 1、処方箋について

### 1、院内申し合わせ略名と1日量

#### a) 散薬の院内申し合わせ略名・1日量(分3)

略名	薬品名	1日薬用量
健	センブリ	0.05g
大	ジアスターゼ	1.0g
十	炭酸水素ナトリウム	2.0g
着	アドソルビン	5.0g
多	タンナルビン	1.5g

#### b) 水薬の院内申し合わせ略名・1日量

・分4の場合は申し合わせ1日量の4/3倍量とする。

		分3	分4
泥咳	濃厚プロチンコデイン液	6ml	8ml
杏	杏仁水	2ml	2.6ml
ゼ	セネガシロップ	10ml	13.3ml
メ	メジコンシロップ	15ml	20ml
咳(車)	プロチン液	10ml	13.3ml
甘水	単シロップ	3才未満	1ml
		3~13才未満	3ml
		13才~	5ml
咳(車)杏甘水		17ml	22.7ml

## 2、剤形の選択

1、半錠調剤は、外来、入院ともに行う。



ウインタミン錠（粉砕）と酸化マグネシウムは、ウインタミンにフェノールフタレインが添加物として含有するため、高温多湿の時に赤色に着色することがある。したがって、「薬の色が変化することがあるが、薬効にはさしつかえない」という内容の文書を添付する。

### 3、賦形剤について

a) 賦形剤は乳糖（SL）とする。

ただし、INAHの粉砕時、バレイショデンプンで賦形する。

b) 1日2回以上で、総量が1g未満の場合は、1g/日となるように賦形する。

c) ただし、1日1回あるいは屯服の場合で1回量が0.5g未満の場合0.5g/回となるように賦形する。

（小児と大人とも賦形剤の量に区別はない。）

d) 顆粒・小児用細粒・ドライシロップにおいては賦形剤を加えない。

ただし、他の散薬と混合する必要がある場合は除く

4. 同一薬剤で用量違いの粉砕指示がある場合、区別するために高用量の薬品の分包紙にブルーラインを引く。また、処方箋・処方箋控え・薬袋にその旨を記載する。

## 4、内用液剤の調剤

1、主薬以外は全て、フィルターを通した水を使用する

2、内用液剤用容器（透明角型ポリ瓶・EOG滅菌済み・30・60mlは計量カップ式でそれ以外は白キャップ）の種類は下記の通り

30ml, 60ml, 100ml, 200ml, 300ml, 500ml

3、内用液剤用容器および目盛の選択

a) 総量が入りかつ目盛のとれる最小の水薬瓶を選択し、加水が最大になる目盛を選択する。（ただし、30ml容器の3×7の目盛は使用しない）

例1) A薬品 4ml

B薬品 3ml 分3 5日分 60ml容器3×5の目盛を使用

例2) C薬品 15ml 分3 7日分 200ml容器3×7の目盛を使用

例3) D薬品 4ml 分3 7日分 60ml容器3×7の目盛を使用

\* 3才未満の乳児について

- ・ 1才未満の乳児には交付時に指定のスプイド（3ml用）を添付する。
- ・ 分4以上で指定の目盛を越える場合、60ml容器3×7の目盛を使用、分割し交付する。この際、総量が原液において60mlを越える場合はそのものより1つ大きな容器を用いる。

b) 原液で交付する薬剤の場合は、総量に近い容器を使用する。  
処方量が包装品の容量以上となった場合は、包装品を使用し、不足分を適当な水薬瓶に入れて調剤する。

c) 1処方に使用する容器は、同一とする。

#### 4、希釈

a) 原則として、1本の容器は7日分以内とする。

ただし、原液で服用する場合を除く。

b) ○加水を必要とする水薬は、1週間とし、7日分を超えた処方では、7日を基準に容器および目盛を統一し、余りの日数分のみ加水する。（投与日数が7の倍数の場合は7日分1本のみ加水）

○残る7日単位の水剤は原液のまま、原液用のラベルを該当目盛に付ける。

○ 「水薬の服用法」の用紙を添付する。

例) フェノバール 10ml 分3 30日分  
(年齢 5才)

注) 100ml容器5本使用 (7日分 x 4)  
(2日分 x 1)

2日分1本のみ希釈

残り4本は原液で交付する。

(容器および目盛は全て100mlの3×7目盛を使用)

#### 5、単独原液として交付するものは、下記のものがある。

外来処方で原液交付の場合は計量カップを添付する。

サンメール内用液	トリクロリールシロップ
ピアーレシロップ	イソバイド
ファンギゾンシロップ	ガスコンシロップ

デパケンシロップ	リスパダール内用液
インクレミンシロップ	イトリゾール内用液
ケイツーシロップ (褐色瓶を使用)	

フェノバルエリキシルについては、13歳未満のみは加水する。

ファンキゾンシロップは、1瓶単位で調剤すること。

## 5、外用剤の調剤

1、小分け・分注用外用容器は、下記の種類がある

- a) 軟膏壺                                    20 g, 30 g, 50 g, 100 g
- b) 外用ポリ瓶 (褐色)    30, 100, 200, 500 ml (赤キャップ使用)
- c) 点眼容器                                5 ml
- d) 点鼻容器 (スプレー式, トーク用)    10 ml

2、軟膏の容器は、60 g の場合 100 g の容器を 使用する。30 g の容器 2 個で調剤しない。

3、軟膏壺を使用する場合は、本体に薬品名を記したラベルを貼り交付する。

4、消毒剤等を小分けする場合は、容器本体に薬品名を記したラベルを貼り交付する。

5、坐薬は 1 回使用量が 1 個以下の場合でも、1 回量 1 個を交付し残薬は廃棄する。  
但し、麻薬の残薬については施用箋と共に薬剤科に返却する。